

別添1

うさぎダンス動画コンテスト企画運営業務委託仕様書

1 業務名

うさぎダンス動画コンテスト企画運営業務（以下「本業務」という。）

2 趣旨

県内各地に神話「因幡の白兔」やうさぎにゆかりの地がある本県では、令和5年卯年にちなみ、「うさぎ」を切り口とした情報発信を行っている。

この一環としてうさぎダンスを制作するとともに、当該ダンスを踊ってみた動画又は独自に創作したダンス動画の投稿を募集する「うさぎダンス動画コンテスト」（以下「コンテスト」という。）を実施し、本県の認知度向上及び新たなイメージ醸成を図り、もって本県への観光需要・消費等に資することとする。

3 業務の期間

契約締結日から令和5年10月31日まで

4 実施方針

- コンテストは、インスタグラム、TikTok及び動画共有サービスのうち1つ又は複数を使用して実施する。
- コンテストの背景にある神話や地域に残る言い伝え等の文化的側面をしっかりと発信するとともに、本県の自然風土や観光、食、その他の魅力が感じられるコンテンツとする。
- 応募は、若い世代が中心になると想定されるが、コンテスト自体の取り組みが全国的な話題になるよう、情報発信の仕方を工夫する（著名人、うさぎに関係する人・団体及びダンススクールや学校等からの投稿促進、SNS等デジタル広告やメディア露出など、多くの応募や話題づくりのための効果的なPR発信を行う。）。

5 業務の内容

(1) コンテストの企画・参加募集

コンテストで使用するSNS等アカウントを開設し、動画投稿及び情報発信が可能なプラットフォームホームを設定するとともに、コンテストの周知及び参加募集（7月中旬～8月末ごろ）を行う。

コンテストは、別途鳥取県が準備するダンス見本（規定の振付け及びBGM。BGMは、童謡「だいこくさま」、「ふるさと」をダンス用にテンポアップ等のアレンジを施したもので20～30秒程度）を真似て踊る「課題部門」、及び既定のBGMに創作ダンスを組み合わせた「オリジナル部門」とする。

(2) ダンス見本動画の制作・活用

県の提供する既定のダンス「だいこくさま」「ふるさと」の振り付け見本動画を基に、新たに見本動画を撮影・編集して、コンテストサイトに掲載する等コンテストの周知及び募集に活用する。出演者のコスチュームや場面設定、テロップの挿入等で動画の視聴者が踊ってみたいくなるような工夫を施す。

(3) コンテストに関する情報発信

コンテストの開催を効果的な手法により県内外に広く発信し、より多くの参加者を募るとともに、メディアに取上げてもらえるような話題となるよう情報発信を行う。

(4) 投稿動画の審査

投稿された作品の中から優秀な作品を9月ごろに審査し選定する。審査方法は、審査員審査のほか、動画視聴者からの「いいね」数を取り入れるなど、審査方法を検討する。

なお、審査員審査とする場合でコンテスト開始と同時に審査員名も公表する際には、審査員名も投稿動機、話題化につながり得るものであることに留意すること。

(5) 優秀動画投稿者への賞品など

優秀動画投稿者への副賞を設定し、当該投稿者への送付に係る調整を行う。

なお、副賞の内容は投稿動機、話題化につながり得るものであることに留意すること。

また、鳥取県から副賞を指定する場合もあるので、対応すること。

(6) 優秀動画投稿者のお披露目など

優秀動画投稿者がダンスをお披露目する機会を設定し、お披露目の場、実施方法を鳥取県と検討し、実施する。

(7) その他

上記(1)～(6)の実施に当たっては、適宜、鳥取県と協議を行いながら進めるものとする。

6 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

7 再委託の禁止

受注者は、発注者の承認を受けずに再委託をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、原則として承認しない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(1) 再委託の契約金額が本業務に係る委託料の限度額の50パーセントを超える場合

(2) 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

8 完了報告書及び検査

(1) 受注者は本業務の完了したときは、完了の日から14日以内に業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(2) 発注者は、(1)の業務完了報告書を受領した日から10日以内に委託業務の完了を確認するための検査を行う。

(3) 発注者は、(2)の規定に基づき検査を行った結果、委託業務を合格と認めるときは、委託料の額を確定し、その旨を受注者に通知する。

(4) (3)の委託料の確定額は、本業務の実施に要した実支出額と委託料の限度額のいずれか低い額とする。

(5) 受注者は、(2)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)及び(3)の規定を準用する。

9 委託料の支払

- (1) 受注者は、7 (3) の通知を受理した後、発注者に委託料を請求する。
- (2) 発注者は、(1) に規定する正当な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2) に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、未払金額に対し、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額の遅延利息を発注者に請求することができる。

10 履行遅延による違約金

- (1) 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、本業務の履行が遅延した場合、違約金の支払を受注者に請求することができる。
- (2) (1) の違約金は、遅延日数に応じ、委託料の限度額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額とする。

11 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、または本業務以外の目的で利用することはできない。本業務終了後も、また同様とする。
- (2) 本業務の契約にかかる訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。